

大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、おおむね小学校区の範囲を基本とする地域を単位として区内に居住するひとり暮らし高齢者等に対して食事を提供する事業（以下「高齢者食事サービス事業」という。）に対し、これに要する経費を補助することにより、ひとり暮らし高齢者等の健康増進と地域社会との交流を深めることを目的とする。

(補助事業予定者の選定)

第3条 市長は、別表第1（補助事業仕様書）に規定する事業（以下「補助事業」という。）を行うことが出来る者を公募で選定するものとする。

2 公募及び選定にあたって必要な事項は別に定めるものとする。

(補助の対象及び補助率)

第4条 補助の対象となる経費は、「補助事業」に要する経費のうち別表第2に定める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助金の額は、別表第3に定める基準により算出された額とする。ただし、補助対象経費の総額に100分の50を乗じて得た額に相当する額（当該額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内の額とする。

3 前2項の規定に関わらず、本市の補助金を受けている事業は、補助の対象としない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、事業開始日の30日前までに市長に提出しなければならない。

2 交付申請書には、別表第4に掲げる書類を添付しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めたときは、理由

を付して、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（交付の時期等）

第8条 市長は、補助事業の完了後、第14条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。ただし、必要があると認めるときは、補助事業の完了前に、第6条第1項に基づき決定された経費の全部又は一部を概算払により交付することができるものとする。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の支払を受けようとするときは、第6条第1項に基づき決定された補助金の額の範囲内で市長に請求するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（補助事業の変更等）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る審査その他必要に応じて現地調査等を行い、補助事業変更が適当と認める場合は大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金変更承認決定通知書（様式第7号）により、補助事業の中止又は廃止が適当と認める場合は大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金中止・廃止承認決定通知書（様式第8号）により、それぞれその旨を補助事業者に通知する。
- 3 市長は、前項の調査の結果、補助事業変更が不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金変更不承認決定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知する。
- 4 第1項の軽微な変更は第6条第1項に基づき決定された補助金の額の増を伴わないものとする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書(様式第10号)により補助事業者へに通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第4条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

5 補助事業者は、第2項の規定による通知を受けたとき、取消し又は変更後の補助金の額が既に交付を受けた補助金の額を下回っているときは、通知を受けた日から20日以内に、既に交付を受けた補助金の額から取消し又は変更後の補助金の額を差し引いた額を市長が交付する納付書により戻入しなければならない。

6 補助事業者が前項の規定により戻入する補助金の額は、第3項の規定による補助金の交付がある場合には、当該補助金の額と相殺することができる。

(補助事業等の適正な遂行)

第11条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第12条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業が継続して行われている場合には各年度の末日)又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業実績報告書(様式第11号。以下「実績報告書」という。)に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 実績報告書には、別表第5-1に掲げる書類を添付しなければならない。

3 補助事業者は、四半期ごとに別表第5-2に掲げる書類を作成し報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金額確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第15条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、当該事業の完了後20日以内に、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金精算書(様式第13号。以下「精算書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ提出した実績報告書に概算払に係る精算内容を表記し、かつ、実績報告書により表記された精算金額と前条により通知された金額に相違がないときは、実績報告書を提出したことをもって、精算書を提出したものとみなす。
- 3 市長は精算書又は実績報告書の内容を精査し、精算により剰余が生じていると認める場合には補助事業者あて通知しなければならない。
- 4 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から20日以内に、剰余金を市長が発行する納付書により戻入しなければならない。

(決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が、規則17条第1項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不適切な会計処理を行ったとき
 - (2) 法令又は公序良俗に反する活動を行ったとき
 - (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動を行ったとき
 - (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動を行ったとき
 - (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3号に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動を行ったとき
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、補助対象事業の当該取消しに

係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を決めて、その返還を求めるものとする。

（加算金及び延滞金）

第18条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助事業者が補助金の返還を求められ、これを納期限までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和39年大阪市条例第12号）第2条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を求められた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（関係書類の整備）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第14条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

（その他の事項）

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日より施行する。ただし、第3条第1項の規定は平成27年1月9日より施行する。

2 この要綱の施行日前であっても、平成27年度以降の予算により支出する補助金の交付を受けようとするものは、第5条第1項の規定による補助金交付申請を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日より施行する。

補助事業仕様書

1 事業の目的

おおむね小学校区の範囲を基本とする地域を単位として、区内に居住するひとり暮らし高齢者等に対して食事を提供する事業（以下「高齢者食事サービス事業」という。）を実施することにより、ひとり暮らし高齢者等の健康増進と地域社会との交流を深めることを目的とする。

2 事業の実施主体

(1) 組織体制

本事業の補助を受けようとする団体は、本事業の実施にあたり、実施圏域に居住する住民を含めた「高齢者食事サービス委員会」（以下「委員会」という。）を組織すること。

委員会は、別紙「高齢者食事サービス委員会会則モデル」を参考に、委員会の運営について、必要な事項を定めること。

ただし、法人の定款により、法人が行う事業として高齢者を対象とした会食や配食を提供する事業が規定されている場合には、「委員会」を組織することを有しない。

(2) 実施方法

① 本事業の補助を受けようとする団体は、本事業の実施地域において、集まりやすく公共性の高い地域集会所や老人憩の家、小学校の空き教室などを実施場所として、おおむね10名以上の利用対象者に対して、地域のボランティアの協力を得て会食または配食による食事サービスをおおむね月1回以上定期的に行う。

② 本事業の実施にあたり、1回あたり利用者10名に対してボランティアを少なくとも2名以上確保し、利用者が10名を超える場合は、利用者10名ごとにボランティアを少なくとも1名以上確保すること。

③ 食品衛生上、調理場の設備は清潔にして器具類はすべて殺菌消毒を行うよう努めること。
また、献立は高齢者の嗜好を考慮し、変化を持たせ、栄養面についても充分配慮すること。

3 利用対象者

(1) 本事業の利用対象者は、大阪市東住吉区内に居住する65歳以上の方（以下「高齢者」という。）であって次の（イ）から（ハ）に掲げるいずれかに該当するものとする。

（イ）ひとり暮らしの方

（ロ）高齢者のみの世帯に属する方

（ハ）ねたきり状態にあるもの

(2) (1) の（イ）～（ハ）にかかわらず、高齢者と義務教育終了前の児童のみの世帯に属するもの、常時に高齢者の世話をするものがない世帯に属するもの及びやむを得ない事情があり高齢者食事サービスを必要とする60歳以上のものは委員会の承認により、高齢者食事サービス事業を受けることができる。

4. 事業の実施補助事業者は、食事サービスの日時、方法、利用者負担額、利用者への通知方法その他実施内容等を決定した上で実施しなければならない。

5. 補助事業の適正な遂行

補助事業者は、本事業の目的以外の用途に補助金を使用してはならない。

6. 利用者負担

補助事業者は、高齢者食事サービス事業の対象者（会食におけるボランティアを含む）が事業を利用した場合、補助事業者が定める利用料を徴収しなければならない。ただし、利用料を無料と定めることはできない。

7. その他

（１）調理にかかるボランティアは少なくとも年１回の検便を行うものとする。

（２）ボランティアは大阪市が加入する大阪市民活動保険の対象となり、本事業に起因する事故は保険の対象となる。

(別表第2)

補助の対象となる経費	
①	補助事業にかかる経費のうち、会食におけるボランティア分を含む、食事にかかる食材料費・弁当の経費。ただし、配食又は会食それぞれにおいて事業の対象者1人あたり1週間に付き2食を上限とする。
②	調理するボランティアの検便にかかる経費。
③	補助事業にかかる経費のうち、活動に必要な報償費、消耗品費、食糧費〔会議用お茶代(1人150円まで)に限る〕、印刷製本費、光熱水費、備品修繕費、通信運搬費、手数料、委託料〔調理室の害虫駆除に限る〕、使用料、備品購入費にかかる経費。ただし、工事にかかる経費は認めない。

(別表第3)

補助金の額の算定基準			
①	別表第2①において補助の対象となる経費の総食数(会食におけるボランティア分を含む)に250円を乗じた額を基準とする。		
②	別表第2②において補助の対象となる経費の総検体数に215円を乗じた額を基準とする。		
③	別表第2③において補助の対象となる経費は、次表の金額を基準とする。		
	実施回数	業者による調理	ボランティアによる調理
	週3回以上実施の場合	年額 72,000円	年額 89,000円
	週2回実施の場合	年額 54,000円	年額 71,000円
	週1回実施の場合	年額 36,000円	年額 53,000円
	月3回実施の場合	年額 30,000円	年額 41,000円
	月2回実施の場合	年額 24,000円	年額 35,000円
	月1回実施の場合	年額 12,000円	年額 20,000円

(別表第4)

補助金交付申請書への添付書類	
①	大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業者選定結果通知の写し
②	大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業実施計画書 (様式第1-1号)
③	大阪市東住吉区高齢者食事サービス委員会役員名簿 (様式第1-2号)
④	大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業利用者名簿 (様式第1-3号)
⑤	大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業ボランティア台帳(様式第1-4号)
⑥	大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業収支予算書 (様式第1-5号)
ただし、②、③、④、⑤については、事業者募集時に提出された応募書類の内容と変更が無い場合においては、その旨の申出書によって代用することができる。	

(別表第 5－1)

実績報告書への添付書類	
①	大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業実施報告書(様式第 1 1－1 号その 1、その 2)
②	大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業収支精算書(様式第 1 1－2 号)
③	大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業参加者名簿
④	経費の支出を確認できる領収書等の写し
⑤	補助事業の新規参加者数の確認できる書類
ただし、④については、四半期ごとの実績報告時に提出された別表第 5－2 ②の内容と変更がない場合においては、4 月 1 日から12月31日までの間を省略することができる。	

(別表第 5－2)

四半期ごとの実績報告にかかる添付書類	
4 月 1 日から 6 月30日、7 月 1 日から 9 月30日、10月 1 日から12月31日までの活動実績について、それぞれ 7 月17日、10月19日、1 月19日までに報告	
①	大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業収支報告書(様式第11－3 号)
②	経費の支出を確認できる領収書等の写し

所在地
団体名
代表者氏名

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱第5条第1項及び第2項の規定により次のとおり申請します。

(1) 申請額 金 円
(2) 算出基礎 事業実施計画書（様式第1－1号）及び
事業収支予算書（様式第1－5号）のとおり

年 月 日～ 年 月 日

- (1) 大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業者選定結果通知の写し
- (2) 大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業実施計画書 (様式第1-1号)
- (3) 大阪市東住吉区高齢者食事サービス委員会役員名簿 (様式第1-2号)
- (4) 大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業利用者名簿 (様式第1-3号)
- (5) 大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業ボランティア台帳 (様式第1-4号)
- (6) 大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業収支予算書 (様式第1-5号)

大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業実施計画書

食事サービスの方法	1. 会食 2. 配食 3. 会食・配食併用	実施場所 (所在地・電話)		
回数	1. 週 回 (曜日) 2. 月 回 (第 曜日又は 日)	昼 ・ 夜	延べ年間回数	
			回	
調理者 調理場所	調理者	業者名・施設名及び住所・電話		
	1. 施設職員 2. ボランティア 3. 業者			
利用者	登録者数 人 (内訳 一人暮らし 人、 夫婦世帯 人、 その他 人 1 回当たりの利用者 人			
利用者負担額	一食 円 (イベントなど複数の負担額の設定を予定している場合はその平均額)			
ボランティア数	登録ボランティア 人 (内、調理するボランティア 人) 1 回当たりの活動者数 人			
年間食数	食 (積算 :)			
周知方法				
事業効果測定	測定方法			
	達成度を測る指標			

(様式第 1 － 1 号の別紙)

食事サービス事業実施計画書（詳細内訳）

実施場所	(所在地・電話)	実施回数	実施日	延べ 年間 回数	形態			1 回あ たり 人数	年間 食数
					昼・夜	実施	調理		
		週 回	曜日		昼・夜	配・会・併用	V・業者 施設	V： 利：	
		月 回	第 曜日						
			日						
		週 回	曜日		昼・夜	配・会・併用	V・業者 施設	V： 利：	
		月 回	第 曜日						
			日						
		週 回	曜日		昼・夜	配・会・併用	V・業者 施設	V： 利：	
		月 回	第 曜日						
			日						
		週 回	曜日		昼・夜	配・会・併用	V・業者 施設	V： 利：	
		月 回	第 曜日						
			日						
		週 回	曜日		昼・夜	配・会・併用	V・業者 施設	V： 利：	
		月 回	第 曜日						
			日						
		週 回	曜日		昼・夜	配・会・併用	V・業者 施設	V： 利：	
		月 回	第 曜日						
			日						

計 食

(様式第1-2号)

(令和 年 月 日現在)

大阪市東住吉区高齢者食事サービス委員会役員名簿

[illegible]

(様式第1-3号)

(令和 年 月 日現在)

枚目

大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業利用者名簿

[illegible]

(様式第 1 - 4 号)

(令和 年 月 日現在)

枚目

大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業ボランティア台帳

No.	氏名	住所	電話番号	備考
				利用対象者 ☐ 調理するV ☐
				利用対象者 ☐ 調理するV ☐
				利用対象者 ☐ 調理するV ☐
				利用対象者 ☐ 調理するV ☐
				利用対象者 ☐ 調理するV ☐
				利用対象者 ☐ 調理するV ☐
				利用対象者 ☐ 調理するV ☐
				利用対象者 ☐ 調理するV ☐
				利用対象者 ☐ 調理するV ☐
				利用対象者 ☐ 調理するV ☐
				利用対象者 ☐ 調理するV ☐
				利用対象者 ☐ 調理するV ☐
				利用対象者 ☐ 調理するV ☐
				利用対象者 ☐ 調理するV ☐
				利用対象者 ☐ 調理するV ☐
				利用対象者 ☐ 調理するV ☐
				利用対象者 ☐ 調理するV ☐
				利用対象者 ☐ 調理するV ☐
				利用対象者 ☐ 調理するV ☐
				利用対象者 ☐ 調理するV ☐

※利用対象者（65歳以上、独居・高齢者世帯）に該当する場合は、備考欄の利用対象者□に✓を入れる
※調理するボランティアにあてはまる場合は、備考欄の調理するV□に✓を入れる

(様式第 1 - 5 号)

地域名：_____

団体名：_____

大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業収支予算書

(別表 3) 「補助金の額の算定基準」に基づく積算

① 1 年間の総食数見込み × 1 食あたり単価

× = 円

② 1 年間の総検体数見込み × 1 検体あたり単価

× = 円

③ 表の基準に基づく金額

円

積算合計 = (A) + (B) + (C)

円

年間収支見込 (備考・積算欄に記入しきれない場合は、別紙を添付してください。)

年間収入見込

収入の内容	金額 (円)	備考・積算
利用料収入		
その他の収入		
※ 補助金収入		
合計		

年間支出見込

支出の内容	金額 (円)	備考・積算
食事にかかる経費		1食あたり食材費_____円 1年間の総食数見込み _____食
検便にかかる経費		1個あたり検査料_____円 1年間の検査数見込み _____個
物品等にかかる経費		
合計		

※ 補助金収入は、「補助金の額の算定基準」に基づく積算で算出された金額が基本となりますが、年間支出見込の合計の1/2が上限となります。
(年間支出見込の1/2を上回っている場合は、その1/2 (1円未満切り捨て) となります。)

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

大 阪 市 長

年 月 日付けで申請のありました大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

- (1) 補助事業者は、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第16条第1項第1号から第5号に規定する決定の取り消しに該当する活動を行わないこと。
- (2) 補助事業の内容等の変更（交付要綱第9条第4項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- (6) 補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに交付要綱第13条に規定する実績報告をすること。
- (7) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び交付要綱の規定を遵守すること。

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第 3 号)

令和 第 号
 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

所在地	
団体名	
代表者氏名	

大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて通知のありました大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金の交付決定については、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により次のとおり申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第 5 号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業について、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

(様式第 6 号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業について、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第 7 号)

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金変更承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金変更承認申請については、補助事業の内容等の変更を承認したので、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

(様式第 8 号)

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金中止・廃止承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金中止・廃止承認申請については、補助事業の中止・廃止を承認したので、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

(様式第 9 号)

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金変更不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金変更承認申請については、次の理由により承認しないこととしたので、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により通知します。

(承認しない理由)

(様式第10号)

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金
事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定をしました大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金については、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱第10条第2項の規定のとおり取消・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

令和 年 月 日

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱第13条第1項及び第2項の規定により、次のとおり実績を報告します。

3 添付書類

- (1) 大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業実施報告書(様式第11-1号その1、その2)
- (2) 大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業収支精算書(様式第11-2号)
- (3) 大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業参加者名簿
- (4) 補助事業の新規参加者数の確認できる書類
- (5) 経費の支出を確認できる領収書等の写し

(様式第11－1号その1)

大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業実施報告書

月	実施回数 (内手作り回数)	利用者数			ボランティア (活動者数)	V ※注1	検食	合計
		会食	配食	合計				
4	()							
5	()							
6	()							
7	()							
8	()							
9	()							
10	()							
11	()							
12	()							
1	()							
2	()							
3	()							
合計								

※注1…ボランティア（上段）のうち、利用対象者（65歳以上、独居・高齢者世帯等）にあてはまる人数を再掲。
「周知方法等」については、『様式第11－1号その2』へ記入。

(様式第11－1号その2)

周知方法		
事業効果測定	測定方法	
	測定結果 (達成度)	

地域名：_____

団体名：_____

大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業収支精算書

年間収支実績（備考・積算欄に記入しきれない場合は、別紙を添付してください。）

年間収入実績

収入の内容	金額（円）	備考・積算
利用料収入		
その他の収入		
補助金収入 ※補助金確定見込額 （D）		
合計	0	

年間支出実績

支出の内容	金額（円）	備考・積算
食事にかかる 経費		1食あたり食材費_____円 1年間の総食数実績 _____食
検便にかかる 経費		1個あたり検査料_____円 1年間の検査数実績 _____個
物品等にかかる 経費		
合計	0	

補助金既受領額

(A) _____ 円

補助対象経費の1/2

_____ 0 円 × _____ 1/2 = _____ (B) _____ 円

団体の総事業費－団体の総収入（補助金以外の収入）

_____ 0 円 － _____ 0 円 = _____ (C) _____ 円

※ 補助金確定見込額

_____ (D) _____ 円

【（A）、（B）、（C）で一番低い額】

補助金戻入見込額＝（A）－（D）

_____ (E) _____ 円

(様式第11－ 3 号)

地域名： _____

団体名： _____

大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業収支報告書

(_____ 月 _____ 日から _____ 月 _____ 日まで)

四半期ごとの収支実績（備考・積算欄に記入しきれない場合は、別紙を添付してください。）

収入実績

収入の内容	金額（円）	備考・積算
利用料収入		
その他の収入		
補助金収入		
合計		

支出実績

支出の内容	金額（円）	備考・積算
食事にかかる 経費		1食あたり食材費 _____ 円 _____ 月 _____ 日から _____ 月 _____ 日までの 実績 _____ 食
検便にかかる 経費		1個あたり検査料 _____ 円 1年間の検査数実績 _____ 個
物品等にかかる 経費		
合計		

(様式第12号)

令和 年 月 日 第 号

様

大 阪 市 長

大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定しました大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金については、次のとおり確定したので大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

確定金額 金 円

(様式第13号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金精算書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

1 精算内容	交付決定額	金	円
	確 定 額	金	円
	差引余剰額	金	円

(様式第14号)

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定しました
大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金については、次のとおり交付決定を
取り消したので、大阪市東住吉区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱第16条第
3項の規定により通知します。

1 取消し内容

2 取消し理由